

第1章 企業庁50年のあゆみ

1. 工業用水道事業

■ 湖南工業用水道事業の発足と 企業局の誕生

甲西町の丘陵地に造成された湖南工業団地に必要な工業用水を確保するため、昭和42年度に湖南工業用水道事業の建設に着手したのが本県の工業用水道事業の始まりです。当初は、県土木部の湖南工業団地建設室が担当実施していましたが、その後この工業用水道事業の本格的な供給体制を整備確立するため、昭和43年4月1日、現在の企業庁の前身である滋賀県企業局が設置され、前年度からの工業用水道建設事業の業務を継承発足しました。

この事業は、県下最大の河川である野洲川伏流水を水源として、昭和42年6月15日通商産業省に対して計画給水量37,200m³/日の工業用水道事業の届出を提出し、昭和43年5月に承認を受け、一部給水を開始しました。

また、昭和43年9月には通商産業省の承認を得て、給水区域の一部を変更し、水口町を追加しました。

昭和47年度末には湖南工業用水道事業のほぼ全体の工事が完了し、石油危機の影響もありましたものの、受水企業と給水量は増加しました。



湖南工業団地起工式



湖南工業団地

■ 彦根工業用水道事業の発足と拡張

彦根工業用水道事業は、昭和44年度から、琵琶湖を水源とし、彦根・多賀町地域を対象として計画給水量30,000m³/日の事業に着手し、昭和46年5月から一部給水を開始しました。当初は彦根市営で実施する予定でしたが、諸般の事情により本県企業局がこれを継承して実施することになった経緯があります。その後、新たな大規模工場の新規立地が決定したため、昭和47年度から拡張工事を実施し、計画給水量48,500m³/日の規模になりました。原水の水源が良好であったことと、受水企業との申合せにより、彦根浄水場では当初か

ら浄水処理施設を設置しておりません。

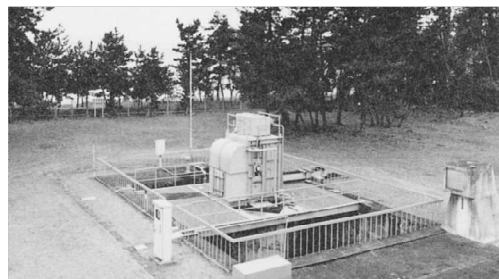
その後、昭和 63 年度から抜本的な改築工事を実施するとともに、平成元年度からは、びわこ東部中核工業団地造成事業に関連して彦根工業用水道事業の給水区域拡張を進め、平成 9 年度に整備を完了しました。

また、平成 7 年度には、遠方監視制御化に伴い彦根浄水場組織を廃止し、中部水道事務所にて遠方監視制御を行うようになりました。

■ 南部工業用水道事業の発足

昭和 40 年代から、県南部地域（草津市、守山市、栗東町、野洲町）の工業用水は地下水が主流でしたが、幹線交通網の整備や工業立地の進展により、地下水の枯渇化が始まりました。これによる地下水取水量の低下や将来への不安から、工業用水道整備の気運が高まっていました。

また、この時期、琵琶湖総合開発計画が実施されることになり、琵琶湖を水源とする工業用水道事業の整備に向けた調整が進められ、施工時期を同じくする南部上水道供給事業との合併事業として昭和 47 年度から、草津市、守山市、野洲町、栗東町、石部町に立地する工場を対象に、南部工業用水道事業の建設が始まりました。



彦根工業用水道着水井

■ 湖南工業用水道事業と南部工業用水道事業の統合

湖南工業用水道事業（給水区域：甲西町、水口町）では、水需要の増加に対応するため水源を野洲川から琵琶湖に転換することになり、2つの工業用水道事業を一元化して効率的な経営と維持管理を図ることとし、また、竜王町に立地する工場から給水の申込みを受け、竜王町を給水区域として追加し、2市6町（草津市、守山市、野洲町、栗東町、石部町、甲西町、水口町、竜王町）を対象区域として、計画給水量 98,860 m^3 /日（琵琶湖 93,000 m^3 /日、野洲 5,860 m^3 /日）の事業変更届の適合承認を受け、昭和 54 年 3 月に南部工業用水道事業に湖南工業用水道事業を統合しました。

その後、平成 12 年度には、水需要動向を鑑み当初事業を打ち切り、国の改築補助事業の採択を受け改築事業に着手することとし、計画給水量を 83,860 m^3 /日に見直すとともに、中主町を給水区域に追加しました。

中部工業用水道事業の発足と事業廃止

中部工業用水道事業は、昭和 48 年度に、滋賀県中部工業団地、日野住宅工業団地および中部地域に立地する企業を対象として、計画給水量 63,700m³/日の建設事業に着手しましたが、石油危機に端を発した経済環境の激変等による滋賀県中部工業団地造成計画の中断や工業用水の需要見込みの大幅な減少を受け、昭和 51 年 3 月に本事業は廃止しました。

なお、本事業の廃止に伴い、実施した事業費については、一部を合併施工していた県営中部上水道供給事業に引継ぎ、残りについては、県一般会計からの補助金を取り崩して資産の除却を行いました。

集中監視制御システムの導入による吉川浄水場一元管理

平成 23 年度の水道用水供給事業の事業統合にあわせて、集中監視制御システムの導入による運転監視業務の吉川浄水場一元管理体制の構築、および組織・業務の吉川浄水場への集約化による組織の再編成を行い、経営の合理化・効率化を行いました。

また、長期的な展望に立ち事業運営の指針となる「滋賀県企業庁水道ビジョン」（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）と、その上半期の実施計画である「滋賀県企業庁経営計画」（平成 23 年度～平成 27 年度）

を策定しました。

平成 28 年 3 月には、施設や設備の更新を着実に実施していくため 40 年間の施設整備計画である「滋賀県企業庁アセットマネジメント計画」（計画期間：平成 28 年度～平成 67 年度）を策定しました。今後の財政見通しや施設整備計画について、受水企業との了承を得て、平成 30 年度から管路の更新事業に着手するなど、施設の強靱化に対する取り組みを進めています。



吉川浄水場

年 月	湖南工業用水道事業	南部工業用水道事業	彦根工業用水道事業
S42.4	●建設着手		
S42.6	●事業届		
S43.5	●事業届適合承認 ●一部給水開始		
S44.4			●計画着手
S45.4			●建設着手
S45.5			●事業届
S46.5			●一部給水開始
S47.3			●水道竣工
S47.4			●拡張工事着手
S47.9			●事業変更届(第1次拡張)
S48.2			●変更届適合承認
S48.3		●事業届	
S52.12	●●湖南工水・南部工水統合事業変更届		
S53.8	●●湖南工水・南部工水統合事業変更届適合承認		
	南部工業用水道事業		
S53.8	●事業変更届適合承認		
S54.4	●南部工業用水道事業に変更 ●(南部地区)一部給水開始		
S54.6	●事業変更届(竜王町追加)		
S54.8	●同上適合確認		
S55.6	●(湖南地区)吉川浄水場から給水開始		
S63.4			●改築事業に着手
H12.4	●改築事業に着手		
H12.12	●事業変更届(計画給水量変更、中主町追加)		

工業用水道事業の沿革

2. 水道用水供給事業

■ 南部上水道供給事業の発足

南部地域における水道事業は、昭和30年代には都市化の進展や地域開発が著しく、早くから普及していました。

しかし、人口の増加と工場の進出による産業経済活動の活性化があいまって、水需要量が増加したため、水道施設も拡張に追われ、昭和40年ごろには水需要が逼迫し水源の開発に苦慮する市町が出始めるなど、市町単位での水源開発は困難を極めていました。



そこで、県は昭和42年度に各市町の水道水源の実態調査を実施し将来の方策を検討し、地域開発の進展に寄与するべく、抜本的・広域的な水道開発が図れるよう水道用水供給事業を計画するに至りましたが、市町の組合営では、既存施設の経営などの問題から意見が一致しない状況であり、関係市町からは県営事業での実施について、強い要望が寄せられました。

事業の経営主体は、複数の市町を包含するものであり、地域間の調整が必要であること、事業規模が大きく建設の推進や将来

の事業運営面で多くの不安定要素や問題点があること等から、事業達成の確実性が高い県が実施することとなりました。

そこで、昭和48年1月5日付けで、厚生大臣から計画給水量81,100m³/日の事業認可を受け、昭和48年5月に県が直接運営する初めての水道用水供給事業として、南部上水道供給事業（対象地域：守山市、栗東町、中主町、石部町、甲西町）の建設に着手しました。

昭和53年8月に給水を開始し、創設一期工事、創設二期工事は、昭和58年度に完了しました。営業開始翌年の、昭和54年8月2日には、全国高等学校総合体育大会のため本県に行啓いただいた、皇太子殿下、同妃殿下が、水道事務所（現吉川浄水場）を御視察され、水質検査などをご覧になりました。

■ 中部上水道供給事業の発足

本県の東南部に位置する中部地域は、愛知川および日野川の流域に開けた平地部にあり、近江米の産地あるいは近江商人の発祥の地として知られています。昭和30年代後半ごろから、交通網の整備が進み、急速に都市化、工業化が発展し、あわせて周辺各市町の住宅用地造成が盛んに行われるようになりました。

本地域における飲料水、生活用水は、従来、地下水や河川の伏流水に求めていましたが、昭和40年代に入り、産業経済の発

展および生活環境の向上に伴い水需要が著しく増大したため、地下水では対応が困難となりました。

これに対処するには、新規に水源を確保する必要がありましたが、個別に各市町の区域内で大量の水を確保することは、非常に困難であるのみならず、個々の水源施設に莫大な資金を必要とし、効率性の悪い経営となる等、市町が単独で事業を行うことは極めて困難な状況にありました。

そこで、関係市町からの強い要請もあり、地形的にも地勢上も合理的な2市6町（近江八幡市、八日市市、安土町、日野町、蒲生町、竜王町、五個荘町、能登川町）をまとめて本事業を実施することとなり、昭和49年3月28日付けで、厚生労働大臣から計画給水量82,700 m^3 /日の事業認可を受け、昭和49年4月から建設に着手しました。



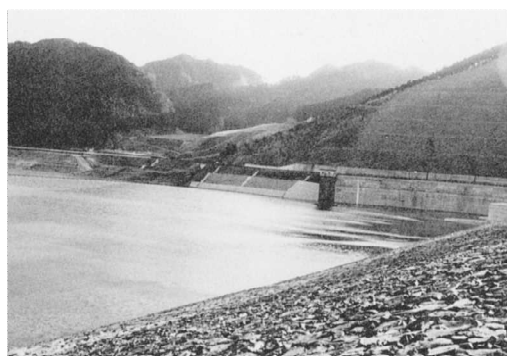
■ 甲賀上水道供給事業の発足

甲賀地域は、本県の南東部に位置し、対象地域における各町は、地下水や河川の伏流水を水源としていましたが、昭和40年代の都市化と産業の集中化は、著しい水不足をもたらすこととなり、これに対処するためには新たな水源を確保する以外に方途がありませんでした。

一方、琵琶湖総合開発事業の一環として、野洲川上流地域において青土ダムが建設されることになり、都市用水が新規開発されることとなりました。これによって、水口町、甲南町および甲賀町の水道水源を確保しようとしたのですが、個々の町において青土ダムから取水することは、経済的、技術的に困難であることから、県において、水道用水供給事業を実施することとなり、昭和49年3月11日付けで、厚生大臣から、3町を給水区域とする計画給水量35,000 m^3 /日の事業認可を受け、昭和49年4月から建設に着手しました。

青土ダムは、野洲川中・上流部の洪水被

害の軽減と河川維持用水の確保、企業庁の水道用水供給事業および工業用水道事業などのため建設されたものです。昭和56年に着工し、昭和63年3月に完成、同7月からダム運用が開始されました。



青土ダム

■ 東南部上水道供給事業の創設

(中部上水道供給事業と甲賀上水道供給事業の統合)

中部、甲賀上水道供給事業は、当初計画の時点においては、水道用水供給の動向、水源条件、社会的条件の相違を考慮して、それぞれ別の水道用水供給事業として発足しました。

しかし、その後の社会経済情勢の変化に伴い、水資源の有効利用、非常時における相互融通による供給安定化、さらには広域的な面からその見直しが必要となり、昭和52年度に策定された「湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画」（以下「広域的水道整備計画」といいます。）に合致させてこれらの事業計画を再検討することが必要と

なってきました。

そこで、広域的水道整備計画で明らかにされているとおり、湖南広域圏の水道一元化への第一段階として、まず建設中の中部上水道供給事業と甲賀上水道供給事業を統廃合するとともに、その事業名称も東南部上水道供給事業と改めて、計画変更を昭和53年5月に行いました。

中部地区では、昭和54年11月に、湖側の4市町（近江八幡市、安土町、五箇荘町、能登川町）に対して一部給水を開始しました。一方、山の手4市町では、地元同意等を得るのに長期の日時を要したため、八日市市下羽田地先に日量5,000m³の地下水源を確保し、暫定給水施設を建設、昭和57年7月から、山の手4市町（八日市市、日野町、蒲生町、竜王町）への応急給水を開始しました。その後、昭和59年度に、瓶割山調整池の完成により創設の第一期工事（1系浄水施設）が完了し、昭和60年7月からは、馬淵浄水場からの本格給水を行っています。平成3年度から平成6年度に二期工事（2系沈殿池設備・2系ろ過池設備）、平成10年度から平成11年度に三期工事（排水処理施設増設）を実施し、創設の建設工事が完了しました。

甲賀地区では、昭和53年度から昭和58年度の第一期工事（沈殿池2池、ろ過池6池）完了後の、昭和59年6月に給水を開始しました。昭和63年度から平成2年度に二期工

事（沈殿池1池、ろ過池3池）、平成7年度から平成11年度に三期工事（沈殿池1池、ろ過池3池）を実施し、創設の建設工事が完了しました。

事業統合による湖南水道用水供給事業の創設

県は、平成8年3月に「滋賀県水道整備基本構想」を策定、また湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画を改定し、企業庁は、従来の給水区域に草津市を加えるとともに、南部地区の都市化による将来の水需要の増加に対応するため、現施設能力に計画給水量67,300m³/日を増量する第一次拡張事業を実施することとしました。

また、「滋賀県水道整備基本構想」において、平成23年度から湖南水道広域圏の南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業の2事業を統合するとともに連絡管を整備するなど、より安定した用水供給をめざすことが位置付けられました。平成17年3月には、学識経験者、受水市町、県行政、企業庁で構成する滋賀県上水道供給事業統合推進検討委員会により、「県営水道用水供給事業の統合に係る基本的な考え方」が取りまとめられ、平成23年度を目標に事業統合を行い「湖南水道用水供給事業」を創設することとなりました。

一方、3年毎の実施計画の見直しで浄水場の拡張時期を見直すとともに、平成21

年度に実施した国庫補助再評価では、整備した連絡管による浄水場間の水融通を行えば現施設能力で対応できるため、浄水施設拡張工事は当面行わないこととしました。

平成21年1月には、統合後の効率的な事業運営等の検討を行うため、受水市町、県行政、企業庁で構成する滋賀県上水道供給事業統合推進委員会が設置されました。当委員会での討議を経て、平成22年11月12日に、企業庁と全受水市町において「南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業の統合に関する協定書」が締結され、平成23年4月に南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業の事業統合により「湖南水道用水供給事業」が創設されました。

事業統合後の湖南水道用水供給事業

平成23年度の事業統合、組織の吉川浄水場への集約化という大きな節目にあわせて、長期的な展望に立ち事業運営の指針となる「滋賀県企業庁水道ビジョン」（計画期間：平成23年度～平成32年度）と、その上半期の実施計画である「滋賀県企業庁経営計画」（平成23年度～平成27年度）を策定しました。

同時に、集中監視制御システムの導入による運転監視業務の吉川浄水場一元管理体制の構築、水質管理室の設置による水道管理体制の強化、および組織・業務の吉川

浄水場への集約化による組織の再編成を行い、経営の合理化・効率化を行いました。

その後、平成26年度には、水質試験棟を建設し、平成27年8月には水質検査の信頼性を保証するため水道G L P（水道水質検査試験所規範）を取得しました。

また、東日本大震災後の耐震診断の結果を踏まえ、甚大な被害が想定される吉川浄水場の耐震対策を進めるため、「吉川浄水場耐震対策基本設計懇話会」（平成27年度～平成28年度）を開催するとともに、長期間を要する管路の更新を着実に実施していくため40年間の施設整備計画である「滋賀県企業庁アセットマネジメント計画」（計画期間：平成28年度～平成67年度）を平

成28年3月に策定するなど、施設の強靱化に対する取り組みを進めています。

平成28年度には、琵琶湖を水源とする浄水場で大規模な水道水の異臭が発生し、受水区域の県民の皆様に変なご迷惑をおかけしましたが、水質監視や水質管理体制の強化、「琵琶湖を水源とする水道水のかび臭対策マニュアル」などソフト面の対策と、活性炭注入施設や追加塩素注入設備の整備などハード面の対策も進めています。

引き続き、水道ビジョンの「信頼の水で、地域の未来に貢献します」という基本理念のもと、安全安心で良質な水を、安定的、安価に供給できるよう取り組んでまいります。

年 月	南部上水道供給事業	中部上水道供給事業	甲賀上水道供給事業
S47.4	●基本設計着手		
S48.1	●認可(計画1日最大給水量 81,100m ³ /日)		
S48.5	●建設着手		
S48.8		●基本設計着手	●基本設計着手
S49.3		●認可(計画1日最大給水量 82,700m ³ /日)	●認可(計画1日最大給水量 35,000m ³ /日)
S49.4		●建設着手	●建設着手(ダム負担)
S53.5		東南部上水道供給事業 (中部地区) (甲賀地区)	
		●中部、甲賀上水道供給事業を合併し、東南部上水道供給事業に変更(計画1日最大給水量117,700m ³ /日)	
S53.6	●給水開始届		
S53.8	●一部給水開始		
S54.11		●給水開始届 ●一部給水開始	
S57.7		●応急給水開始	
S59.5			●給水開始届
S59.6			●給水開始
S60.7		●本格給水開始	
H10.3	●変更認可(草津市追加) (計画1日最大給水量 148,400m ³ /日)		
H17.4	●(草津市)給水開始		
H23.4	湖南水道用水供給事業		
	●南部、東南部上水道供給事業を統合し、湖南水道用水供給事業を創設 (計画1日最大給水量198,800m ³ /日)		

水道用水供給事業の沿革